

## 第13回 (最終回) 税法会計の変容 - 税法と企業会計・商法との乖離 -

前回では商法と企業会計の変容についてみてきました。今回は、三位一体関係のもう一角を形成している税法会計の変容についてみていきます。

### (1) 確定決算主義はどうか - 崩壊のきざし -

#### 確定決算主義崩壊のきざし

Q: 確定決算主義にも変容が?

A: はい。確定決算主義とは、周知のとおり、法人所得の計算が商法の計算規定に準拠して行われるということですが(法人税法 22 条 4 項)、商法のいわゆる斟酌規定(32 条 2 項)からして、「企業会計原則」を中心にした企業会計の基準にも準拠することも意味します。

ところが、今日、この確定決算主義が大きな変容をみせています。あとで述べますが、例えば、引当金の縮減・廃止、企業再編税制、連結納税制度、減損会計の減損の扱い、リース会計の見直し(例外規定の廃止問題)などのケースには、すでにその崩壊のきざしすらみえています。したがって、これまでの確定決算主義から、将来、「会計は会計、税は税」という「分離主義」に向かうかどうか、これが大きな論点になると言えます。

Q: 分離主義ですか?

A: 企業会計が international な性格をますます強めていくのは確実でしょうが、税法は本来 domestic なものだと言えます。また、今日の企業会計は情報開示志向をいっそう強めていますが、税法は所得計算(算定)が任務です。この情報開示と所得計算との乖離、そしてすぐあとで述べる損益計算と所得計算との乖離は、企業会計と税法との一体関係の何らかの修正か、もしくは分離主義の方向に傾くと言えるでしょう。

#### 損益計算と所得計算の乖離: いくつかのケース

Q: では、具体ケースで。

A: 情報開示と所得計算とはその目的が明らかに相違しますが、ここで重要なのは同じく計算でも損益計算と所得計算との乖離です。やや専門的になりますが、いくつかのケースをみておきましょう。

はじめは引当金の縮減・廃止です。すなわち、税法上の所得計算では課税ベースの拡大が図られてか、引当金は貸倒引当金と返品調整引当金の2つだけになっています。現行「企業会計原則」での引当金のいくつかの事例(注解 18)と比較すれば、その乖離は明らかでしょう。

2つ目には、連結納税制度があげられます。そこでは、親子会社の決算期が異なる場合、親会社の決算期で1つの申告法人として連結申告(みなし事業年度)します。このことは、商法上は連結単位の会社はまだ存在しないことともに、確定決算主義の本旨から逸脱している感が否めません。

3つ目は、減損会計の「減損」の扱いです。すなわち、減損損失は税法上損金に認められるかという点です。そもそも資産のグリーンピングという「単位」(現金生成単位)の考え方は、税法が扱う「単位」と基本的に異なります。ここに、損金認定以前の考え方における両者の大きな相違があると言えます。

Q: 最近のリース会計の見直し問題はいかがですか?

A: はい。まさに企業会計でのリース会計の見直し、すなわち例外規定の廃止問題はいい事例ですね。ここで例外規定とは、ファイナンス・リース取引のうち所有権が借手に移転すると認められるもの以外の取引で、例外的に賃貸借取引として資産計上しなくてよいとする規定です。日本だけの規定ですが、税務上の利点から上場約1000社のうち例外規定を使っていない会社は数社にすぎません<sup>1</sup>。

この例外規定が企業会計の国際的調和化・統一化のもとで廃止になれば、損金経理要件(法人税74条第1項: 狭義の確定決算主義)を満たさなくなります。したがって、確定決算主義のもとでは損金算入ができなくなり、現行の税務上の利点を失うこととなります。となると、仮に現行の税務上の利点を保持しようとするなら、確定決算主義を放棄して、税は税という立場を貫く必要がでてくることとなります。そうなれば、分離主義への転換となります。

Q: その他にどのようなケースがありますか?

A: はい。企業再編税制は重要なケースでしょう。幾分専門的になりますが、合併や分割といった組織再編成にともなう資産の移転は時価による譲渡というのが税法上の原則です。ただ、一定の要件を満たす場合に限り(適格組織編成)簿価による引継が認められます。まとめますと、次のとおりです。

企業再編税制(合併や分割):

|   |          |                  |
|---|----------|------------------|
| ┌ | 非適格組織再編成 | 時価譲渡(原則扱い)       |
|   | 適格組織再編成  | 簿価引継(例外扱い 課税の繰延) |

ここで、商法が引継資産・負債の評価をいかに規定しても、税法上は適格と非適格で評価方法が異なりますので、税法との齟齬が生じることとなります。つまり、事実上、(広義の)課税所得計算が商法および企業会計に基づいて行われる確定決算主義は崩壊していると言うわけです。

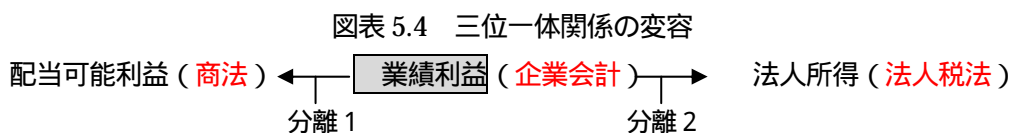
### 三位一体関係の変容

Q: 仮に分離主義の方向に進めば、三位一体関係は企業会計と税法会との関係においても、大きく変容することになりますね。

A: そうです。前回の議論では企業会計と商法の乖離、とりわけ企業会計上の業績利益と商法上の配当可能利益の乖離(分離1)について触れました。これに加えて、これまで

<sup>1</sup> 詳しくは、拙著『変わる社会、変わる会計』(日本評論社、2006年)での「17 リース会計の見直し問題」参照。

の議論から、企業会計上の業績利益と税法上の所得との乖離(分離2)も生じていることになると言えます(図表5.4参照)。



Q: 「分離1」は、前回の商法の変容と企業会計の議論で出てきましたね。

A: はい。(新)会社法ではより積極的に業績利益の開示規制を企業会計に委ねる(省令委任)ようになっていきますので、そのベクトルに相応して、会社法の論理はこの配当(分配)の面(配当規制)に次第に限定されていくということも考えられます。この点で、今後、会社法がどういう方向に行くのか、これが企業会計との関係において大きなポイントになると言えるでしょう。そして、同じことが「分離2」について、つまり法人税法がどういう方向に行くのかがポイントになると言えます。

## (2) 中小会社の会計のあり方

### 統一指針の策定

Q: 中小会社の会計基準についての指針が出たそうですが。

A: はい。中小企業を対象にした新たな会計指針の策定作業が行われていましたが、2005年6月13日、4団体(日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会)による「中小企業の会計に関する指針」(公開草案、以下「指針」)が公表されました。

対象は中小企業基本法で定める資本金3億円までの非上場企業で、全国で120万社ほどにのぼるとも言われています(「日経新聞」05年4月6日)。「指針」では、法定監査(証券取引法監査および商法特例法監査)以外の株式会社となっています。

Q: なぜ4つの団体がかかわっているのですか?

A: 4団体がこうした統一指針に至るには、それなりの経緯があります。「本指針作成の経緯」にも書かれているように、もともと中小企業庁、日本税理士連合会、日本公認会計士協会から、それぞれの報告書が公表されていました。今回の統一指針は、そうした3つの報告書の統合作業であり、それは新会社法での「会計参与」制度の創設とも密接にかかわっています<sup>2</sup>。

### 「指針」の意味合い

Q: では、統一指針にはどのような意味があるのですか?

A: もともと日本税理士連合会は、中小企業庁「中小企業の会計に関する研究会報告書」

<sup>2</sup> 会計参与については前掲拙著「4 中小会社会計と会計参与制度」参照。

（平成14年6月）を受け、平成14年12月に「中小会社会計基準」を公表していました。そこでは「指針」ではなく、「会計基準」とされていた点が重要です。

つまり、そこでは国際会計基準に限りなく近づく法定監査会社向けの会計基準（端的に言えば証券取引法会計の会計基準）とは区別される、中小会社向けの会計基準を別途想定していように思われます。いわば会計基準の棲み分け（ダブルスタンダード）の容認が示唆されていたと言えます。

Q：ダブルスタンダードですか？

A：はい。しかし、今回の「指針」はそうしたダブルスタンダードではなく、あくまで会計基準は1つであり、中小企業の会計はそのいわば簡便版という位置づけになっています。ここでは、法定監査向けの会計基準とは別個の中小会社向けの会計基準を設定する考え方（ダブルスタンダード論）もあった点を指摘しておきたいと思います。

Q：「シングルスタンダード+その簡易版」と言うことですか？

A：そうです。ともかくも、はじめから中小会社向けの会計基準を公開大会社の簡便版にするかどうかは、なお検討の余地があると言えます。こうした論議は、おそらく会計だけの議論ではだめで、会計基準の設定のあり方はその基礎にある「会社」のあり方の議論が必要かと思えます。この点は、より基本にかかわる点なので後で触れたいと思います。

#### **中小企業会計と「公正なる会計慣行」：その法規範性は**

Q：中小企業会計といわゆる「公正なる会計慣行」について教えてください。

A：（旧）商法上の計算書類の作成は、いわゆる「斟酌規定」、すなわち「公正なる会計慣行を斟酌すべし」（第32条第2項：いわゆる斟酌規定）の規定を受けていました。新会社法では「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」（431条）となっています。さらに省令の会社計算規則では、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行を斟酌しなければならない」（3条）と規定しています。

Q：「斟酌すべし」が「従うものとする」と表現が変わっていますね。

A：はい。しかし、「従わねばならない」とは書いていません。その規定の強弱ということ言えば、「斟酌すべし」<「従うものとする」<「従わねばならない」となるでしょう。こういう言い回しは法律条文に特有のもので、慎重にその意味合いをつかんでおく必要があると言えますね。

Q：会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は、省令の会社計算規則では2つ出てきていますね。

A：はい、会社法431条の企業会計の慣行は、会社計算規則で具体的にイ企業会計の基準、ロその他の企業会計の慣行となっています。公開大会社での「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」は、いわゆる証券取引法会計の会計基準が想定できます。イの「企業会計の基準」がまさにそれに該当するかと思えます。問題は、非公開中小会社の会計、とりわけ今回の「指針」の位置づけです。その点でも、ロの「その他の企業会計の慣行」が何を想定して規定されているかが問われます。

ちなみに、「指針」検討委員会座長の安藤教授(一橋大)によれば、「指針」は商法と新会社法の両方での「慣行」のなかに入るという見解を示しています(『JICPA ジャーナル』05年9月号)。ただ「会計慣行」という以上は、とりわけ会計基準とは区別された $\square$ その他の企業会計の慣行としては、自ら慣行として醸成していく努力が必要になると思いますので、中小会社の会計書類の作成者側と利用者側、とくに作成者側の意識改革が重要と言えます。

### **税法基準の扱い: 逆基準性は通用しない**

Q: 「指針」では法人税法に基づく会計処理についても触れられているようですが。

A: はい。「指針」での1つ重要な点はいわゆる税法基準(法人税法に基づく会計処理)の位置づけです。その点を指摘するには、まず「指針」の基本方針を理解しておく必要があります。すなわち、会社の規模に関係なく、「取引の経済実態が同じなら会計処理も同じになるべき」(「本指針の作成に当たっての方針」より)という点です。

Q: シングルスタンダード論とかかわっていますね。

A: はい。そのひとつの論拠とみることができますね。つまり、これは公開・非公開、大会社・中小会社の区別にかかわらない大原則とも言えます。特に、税法基準とのかかわりが重要に思われます。なぜなら、中小会社向けの会計処理の簡便化、および税法基準に依る会計処理は、その原則との関係で「一定の場合に」だけ認められるという位置づけになるからです。

逆に言えば、本来的に適正な会計基準は1つであり、それら一定の場合に認められる会計処理はその中小企業向けの「限定的な適用」ということです。つまり、正しい会計基準は2つない(シングルスタンダード論)というスタンスなのです。

Q: 「一定の場合に」とは、どのような場合ですか?

A: 「指針」は総論の「法人税法で定める処理を会計処理して適用できる場合」(パラ7)で、2つのケースを示しています。1つは会計基準がなく法人税法の処理に依った結果が経済実態を適正に表しているとき、もう1つは会計基準はあるものの法人税法の処理に依った場合と重要な相違がないときです。

特に、後者はいわゆる税法基準の「逆基準性」への歯止めとしての意味が出てくるように思われます。

### **利害調整と経営への役立ち: 市場ベースの国際会計基準との相違**

Q: 国際会計基準に限りなく近づく会計基準がシングルスタンダードであるならば、非公開中小会社にとってその「簡易版」というだけですまされるのでしょうか?

A: 素朴な疑問ですね。海外で資金調達しない中小会社にとって、国際会計基準だけが会計基準というのでは(たとえその簡易版であっても)実態に即した会計とは言えないでしょう。特に公開大会社の会計は資本市場をベースにした(国内外の)投資家のための会計、端的に言って投資判断に資する情報会計(投資判断会計)という性格をますます強め

ておりますから。そこでは投資家の意思決定有用性が軸になりますので(意思決定会計) 会計のいわば原点ともいえる利害調整機能との乖離が進んでいます。

その点で、「指針」は中小会社の会計には「配当制限や課税所得計算など、利害調整の役立ちに、より大きな役割が求められる」(パラ6)としているのは重要な点ですね。また、「経営者自らが会社の経営実態を正確に把握し、適切な経営管理に資することの意義」(パラ6)も指摘しています。この利害調整と経営への役立ちの重視は、市場原理に基づく国際会計基準のあり方を相対視する点でも、1つの会計のあり方として重要と言えるでしょう。

ちなみに、さきの安藤教授は「最近の会計基準に欠けているものが、中小企業の会計には健全です」(傍点は引用者)と述べています。投資判断に役立つ会計だけが会計ではないという点で、また会計の「原点」を視るといって、中小会社の会計がもっと注目されていいように思われます。

#### **簿記会計の原点：証拠性 vs. 情報性**

Q：会計の「原点」と言われましたが。

A：それは端的には、資本市場が存在しない時代に会計は存在しなかったか、これを問えばよいでしょう。むろん、そんなことはありませんね。りっぱに存在していました。「文明は商業の親であり、会計は商業の子であるから、会計は文明の孫」、これは有名な会計史家アーサー・ウルフの言葉ですが簿記会計の史的本質を端的に表現しています。つまり、商業や経済の歴史とともに簿記会計はその姿、形を変えてきたわけです。

Q：「原点」は何ですか？

A：簿記会計の原点は、端的に言って(情報ではなく)「記録」にあると言えます。そこには管理と証拠という役立ちがあります。複式簿記の生成もその点に深くかかわって登場してきました。今日の投資家の投資判断に役立つ情報会計は、その点で証拠性よりも情報性を志向していると言えます。その行き着く先の会計を複式簿記不要不在の情報開示会計と言え、その性格が理解できるのではないかと思います。

Q：「記録」と「情報」の違いですか。

A：はい。いつも大学の講義で強調するのですが、ここで「2つのR」について述べておきましょう。1つはレコーディング(Recording)、もう1つはレポーティング(Reporting)です。この点で、今日の企業会計の特徴は、後者のRすなわちレポーティング中心の会計、「記録なければ計算なし」の会計に対し「記録なくして情報あり」の会計になってきていると言えます。先に、複式簿記の不要不在と言いましたが、そのような性格になってきていると言えます。

#### **「会社とは何か」と会計：「会社=ヒト」の会計**

Q：先に公開大会社の会計が投資判断に資する情報会計という性格をもつと言われましたが、最近の「会社とは何か」、「会社は誰のためか」と言った論議とかかわりそうですね。

A: そうです。いずれも社長が逮捕されたライブドアや村上ファンドの事件を機に「会社とは何か」、「会社は誰のためか」といった議論が盛り上がっていますね。例えば、ライブドアとニッポン放送との攻防戦は、まさにさまざまな顔をした「会社」を見せてくれました。ある時は会社は株主のため、またある時は会社は経営者や従業員のため、といった具合です<sup>3</sup>。

Q: 最近では、王子製紙と北越製紙の攻防戦が見られましたね。

A: ここでも「会社は誰のためか」の論議にとって教訓的です。ライブドアとニッポン放送との攻防戦と共通しているところがあります。それは労使一体でTOBを阻んだという点です。モノ(株式)を買うことはできても、ヒト(知識労働者)まで買収することがいかに困難か、と云うことです。この点で、会社は従業員、地域の人々(北越製紙の場合は新潟)消費者などの利害関係者のためという点を無視できませんね。北越の社長の三輪氏が、「北越のステークホルダー(利害関係者)主義と王子のストックホルダー(株主)主義との戦いだった」と振り返っていますが<sup>4</sup>、きわめて象徴的な言葉だと思いますね。いい事例でした。

Q: 会社はモノかヒトか、という議論ですね。

A: はい。たとえば岩井教授(東大)は『会社はだれのためか』(平凡社)という本のなかで、会社の2階建て構造(モノであるのにヒトでもあるという両義的性質)について述べています。すなわち、株主がモノとしての会社を所有している面(会社=モノ:二階部分)と、その会社がヒト(法人)として資産を所有している面(会社=ヒト:一階部分)です。

この二重の所有関係は、実は「会計とは何か」、「会計とは誰のものか」にかかわるように思われます。会社会計のあり方は、その会社の本質論議に密接にかかわっているからです。

Q: では、「会計とは何か」の論議と会計とはどうかかわりますか?

A: 端的に言えば、資本市場をベースにした投資家本位の企業会計のあり方は、セカンドフロアである「会計=モノ」の会計と言えます。株主主権をベースにした今日の企業会計のあり方です<sup>5</sup>。

これに対し、経営者や従業員などヒトの面にかかわる会計があります。先のセカンドフロアの会計に対し、ファーストフロアである「会社=ヒト」の会計とも言えます。先の会計の「原点」は、実はこの会計と言えます。

一階部分が欠落しては二階が存在しないように、この会計がもっと議論されていいように思います。学界も一階めきの二階だけに偏らない姿勢が必要と言えるでしょう。

<sup>3</sup> 詳しくは前掲拙著『変わる社会、変わる会計』の「2 ライブドア・ショック - 「会社とは何か」と会計」参照。

<sup>4</sup> 『日本経済新聞』06年9月12日。

<sup>5</sup> 株主主権に根ざした会計のあり方の問題点は、たとえば前掲拙著の「22 米国不正会計の根っこになるものは」などで、米国会計不正の根っこに何があるか、株主価値至上主義の落とし穴、といった点に触れている。

(以上、06年9月)

#### 学習の参考に

#### 中小会社の会計基準：計算書類の作成規範

- 商法上の計算書類の作成基準は  
公開株式会社の会計基準でないといけない?  
公開株式会社の会計基準 証券取引法会計と一体化  
会計基準の国際的統合化
- 国際基準でないと財務諸表でない?  
中小会社の会計基準は別個に 新たに「中小会社会計基準」
- 「中小企業の会計」から「中小会社会計基準」へ  
中小企業庁 (H14年)「中小企業の会計」  
日本税理士会連合会 (H15年)「中小会社会計基準」  
公開株式会社の会計基準とのダブルスタンダードの容認へ  
会計基準の棲み分け
- 商法の斟酌規定 (商法32条2項) との関係  
(中小会社の)公正なる会計慣行 = 中小会社会計基準となるか 最終的には裁判所の判断  
会計当事者 (税理士) が「慣行」に仕上げていく (醸成する) 努力
- 3つの規範は同じか  
商法: 「公正なる会計慣行」  
証券取引法: 「一般に公正妥当と認められる会計基準」  
税法: 「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」
- 税理士の意識改革  
利益操作 (節税) から会計のプロへの意識改革も

#### 会計参与制度：会計・監査の棲み分け

- 会社法制の現代化要綱 (第2次案、H16年7月)  
会社の機関、株主総会で選任  
計算書類に関する規定  
作成: 取締役・執行役と共同して作成  
説明: 株主総会での説明義務  
保存: 5年間、開示: 株主・債権者に開示
- 創設の背景: 債権者保護の担保の変容  
最低資本金制度の廃止 債権者保護 会社の財務情報の開示 (決算広告) 会計参与制度の創設